

監査結果に対する措置事項の公表

- 1 監査結果公表年月日
平成19年9月7日(広島市監査公表第49号)
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月24日(広契物第6号)
- 3 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

(1) 統一的な積算基準等の設定について (所管課：財政局契約部物品契約課)	
監査の結果	措置の内容
<p>エレベーター、空調設備等の建築設備の保守点検業務及び機械警備業務(以下「保守点検業務等」という。)に係る仕様書の作成や設計・積算については、各施設の所管課等の担当者が行っているが、積算の根拠となる仕様書の内容が不十分なものや、設計・積算の方法が異なっている事例が見受けられ、同様の内容にもかかわらず積算額にばらつきが生じている。</p> <p>保守点検業務等の仕様書の作成や設計・積算については、「委託契約事務の手引」等に基づき行うこととなっているほか、監査指摘(平成15年6月)を受けて人件費の積算単価の見直しについて通知されている。しかしながら、「委託契約事務の手引」には、詳細な積算基準等は示されておらず、実質的には各所管課等に任されており、担当者も必ずしも専門的知識を持っていないため、従来の仕様書や設計・積算の方法をそのまま継続してきたことなどにより積算額にばらつきが生じているものと考えられる。</p> <p>仕様書は、業務に要する経費を積算する根拠となるものであり、設計・積算は、仕様書に基づいて適正に行われなければならないものである。現在、建築物清掃業務等4種類の施設の維持管理業務については、労務単価、経费率等の統一した基準が設定されている。保守点検業務等についても、事務の効率化や適正な積算を行うために、統一的な積算基準等を設けることや、仕様書及び設計・積算方法を示す現行の「委託契約事務の手引」の見直しについて併せて検討されたい。</p>	<p>保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算が適正に行われるよう、平成23年(2011年)2月に、統一的な「標準仕様書」及び「標準積算基準」を含む「保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算指針」を「契約事務の手引(物品・業務委託)」「委託契約事務の手引」を平成12年(2000年)3月に改訂)の別冊として策定し、平成23年度(2011年度)新規開設施設については平成23年度(2011年度)から、既存施設については平成24年度(2012年度)から履行を開始する保守点検業務等について、同指針に基づき仕様書作成及び設計・積算を行うよう、平成23年(2011年)2月28日付け「保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算指針の策定について」により通知した。</p>

(2) 総合評価落札方式等の活用について (所管課：財政局契約部物品契約課)

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>本市における情報システム開発については、システム導入時には競争性のある方法により契約されているが、その後の保守・運用や改造等については、ほとんどが専門性を理由とした特命随意契約となっている。</p> <p>また、機械装置等の購入等についても、情報システム開発と同様に機械装置等の導入時は競争入札により契約されているが、その後の保守点検は、ほとんどが専門性を理由とした特命随意契約により行われている。</p> <p>これらの契約について、当初の競争入札で安価に契約できたとしても、その後の保守等に係る経費を加えるとむしろ不経済になる場合も考えられる。国は、情報システム等の調達に係るライフサイクルコストの適正化に向けて総合評価落札方式による入札とするなどの見直しを行い、さらに適用対象事業の範囲を拡大し、研究開発、調査研究等にも導入している。</p> <p>本市においても大規模な情報システム開発や公共工事について、総合評価落札方式が導入されているが、ライフサイクルコストの適正化や、民間の優れた技術・ノウハウの導入に向けて、国や他都市の状況も参考としつつ、総合評価落札方式のさらなる活用について検討されたい。</p> <p>また、総合評価落札方式は、通常の入札と比べて事務量が大きいいため事務処理の効率化の観点から債務負担行為を活用してライフサイクルコストの適正化を図るなど、より簡便な契約手法の活用についても検討されたい。</p>	<p>平成22年(2010年)10月21日付けの「平成23年度(2011年度)予算編成について(依命通達)」により、情報システムや設備・機械機器等の運用・保守業務については、技術的な課題を克服し競争入札に移行することや、導入時に運用・保守業務を含めた競争入札を行った上で導入を担当した事業者と複数年一括契約を締結すること(債務負担行為等の活用)など、その経費の削減・適正化に向けてあらゆる可能性を検討するよう周知を図った。</p> <p>また、導入時に債務負担行為等を活用した運用・保守業務を含む複数年の一括契約が困難な場合には、総合評価落札方式により運用・保守業務の経費を評価することなどについても、積極的に検討するよう、平成22年(2010年)10月21日付け「運用・保守業務に係る経費の削減・適正化に関する基本的な取扱いについて」により通知した。</p>

監 査 結 果 に 対 す る 措 置 事 項 の 公 表

- 1 監査結果公表年月日
平成13年6月5日（広島市監査公表第26号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月17日（広文振第92号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

公共施設の管理運営について（所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>現代美術館、国際会議場、交通科学館では、所蔵している図書等は、館内のみで情報提供をしている。</p> <p>また、平和記念資料館では、ホームページを開設し、館外からの検索に対応できるようにしていたが、中央図書館等他施設とのネットワーク化は図られていなかった。</p> <p>については、施設間の連携を図り、図書情報等が市民に効果的に提供できるシステムの構築を検討されたい。</p>	<p>現代美術館の所蔵している図書については、所蔵する図書情報のインターネットによる公開のための蔵書データの整備を行い、平成21年度（2009年度）に完了した。</p> <p>さらに、現代美術館のホームページにおいてこれらの図書の検索を可能にするための作業を平成22年度（2010年度）中に完了し、平成23年（2011年）4月1日からホームページ上で図書情報を公開する予定である。</p> <p>また、現代美術館のホームページは既に広島市立図書館のホームページとリンクしており、図書情報の公開後は、図書館を利用する市民等を始め、より多くの人々に図書等の情報を提供することができるようになる。</p>

- 1 監査結果公表年月日
平成14年9月12日（広島市監査公表第25号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月17日（広文振第92号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

目的外使用許可に係る使用料等の債権保全策について (所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課)	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>区民文化センター等の目的外使用許可に係る使用料や光熱水費等実費徴収金について、滞納等の事例が見られたので、連帯保証人の設定や保証金の徴収、さらには使用許可の取消基準の策定など、債権保全策を検討されたい。</p>	<p>区民文化センター等の目的外使用許可に係る使用料について、これまで後払いとしていたが、債権保全の観点から使用前に納付させることにした。</p> <p>具体的には、平成16年度（2004年度）から使用開始月に使用料の3か月分を納付させ、その後は2か月前に当該月の使用料を納付することにした。</p> <p>上記措置を取った上でなお滞納が発生した場合は、広島市債権管理事務取扱規則に従って、督促を行い、その後相当の間を経過してもなお完全に履行されないときは、強制執行や訴訟手続による履行の請求措置等により債権の保全を図る。</p>

- 1 監査結果公表年月日
平成19年9月7日（広島市監査公表第49号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月17日（広文振第92号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

特命随意契約の妥当性について（所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課） 施設の機械警備業務について（旧日本銀行広島支店）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>機械警備業務については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年（2005年）11月1日施行。以下「条例」という。）が施行され、最長8年の契約を締結することが可能となった。契約方法については、原則、一般競争入札などの競争性のある契約手続により相手方を決定するものとして条例施行要領に規定されている。</p> <p>しかしながら、市民局及び社会局が契約した施設の機械警備業務において、長期継続契約の導入を検討すべきところを、従前の理由をそのまま使用し、業者から見積を徴するなどにより経費比較を行うことなく、1か年の特命随意契約を行っている事例が見受けられた。特命随意契約の理由としては、毎年競争入札を行うと機械装置の設置経費を含んだ減価償却費を法定耐用年数の8年でなく1年で計上することとなるために経費が割高となり、また、毎年業者が変わることで機械装置の撤去・設置により施設の損傷を引き起こす可能性がある等としており、特命随意契約の妥当性について十分な検証がなされていなかった。</p> <p>については、条例の制定趣旨を踏まえて、特命随意契約の妥当性について十分な検証を行い、条例施行要領等に従って適正な契約手続を行われたい。</p>	<p>監査指摘を受けた旧日本銀行広島支店の機械警備業務については、平成21年度（2009年度）の閉館を控えていたため、平成20年度（2008年度）は、単年度の契約となった。また、平成21年度（2009年度）は、当該建物の改修工事のため閉館し、工事期間中の機械警備は、改修工事の施工業者が行ったため業務委託を要しなかった。</p> <p>平成22年度（2010年度）以降の契約については、平成22年（2010年）2月に、一般競争入札で平成29年度（2017年度）までの長期継続契約を締結した。</p>

- 1 監査結果公表年月日
平成15年9月11日（広島市監査公表第29号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月24日（広道管第382号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

道路上の不法看板・日よけ是正業務等委託業務について（所管課：道路交通局道路管理課）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>「道路上の不法看板・日よけ是正業務」、「道路パトロール業務」及び「市営駐車場管理関連業務」において、仕様書の内容に不備がある事例や仕様書に示された提出物が提出されていない等仕様書どおりに業務が実施されていない事例などが見受けられたので、仕様書の内容について十分精査するとともに、仕様書に基づき適正に業務を実施されたい。</p> <p>また、不法看板・日よけ等道路の不法占用物件については、依然として多数存在するので、引き続きその是正に向けて一層努力されるなど、道路占用許可事務の適正化を図られたい。</p>	<p>業務仕様書に示された提出物が未提出のものについては、平成15年(2003年)の監査指摘後に提出させるとともに、各業務の仕様書の内容を見直し、業務範囲等の明確化や不要な提出物の削除等の是正措置を講じた。また、平成15年(2003年)8月の各区管理課長会において、仕様書に基づき適正な事務処理を実施するよう、周知徹底を図った。</p> <p>不法看板・日よけ等の不法占用物件対策については、これまでも是正に努めてきたところであるが、平成21年度(2009年度)に道路占用許可事務の更なる適正化を図るため、中区管理課に、現地に出向いて、不法看板・日よけの撤去指導、あるいは許可手続実施に向けての指導などを行う事務指導員を配置したところである。今後、その配置効果を検証しながら、事務指導員配置の全区への拡大等、更なる是正措置について検討する。</p>

(2) 土地改良事業区域内に存在する市道の管理について (所管課：道路交通局道路管理課)	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>土地改良事業区域内に存在する市道の管理について、現況の変化が把握されていないもの、認定・廃止等の手続がなされていないものなどの事例が見受けられた。</p> <p>については、利用実態を踏まえ、適正な措置を講じられたい。</p>	<p>平成13年度(2001年度)に土地改良事業区域内の市道の状況を把握したところ、道路法上の手続を行うためには、50路線では是正工事や測量及び図面作成が必要であることが判明した。</p> <p>このため、是正工事の内容等について土地改良事業の担当部局である経済局と協議の上、経済局において是正工事等を実施するとともに、その進捗に合わせて道路法上の手続を進めるよう方針決定した。これらについては、予算上の制約もあり、毎年度計画的に実施することにしており、平成23年(2011年)2月末現在で、50路線中33路線について手続を終了している。</p> <p>残る17路線のうち是正工事が必要な1路線は、現在工事中であり、また、測量及び図面の作成が必要な16路線のうち10路線については、現在作業中である。</p> <p>引き続き、計画的にこれらの是正工事等を実施することにより、平成25年度(2013年度)までには道路法上の手続を完了する予定である。</p>

(3) 道路パトロール業務の実実施計画書・実施報告書について (所管課：道路交通局道路管理課)	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>定期道路パトロール業務委託において、実施計画書及び実施報告書に具体的な路線区間が明示されていなかった。</p> <p>については、その路線区間が明確となるよう改善されたい。</p>	<p>平成13年度(2001年度)の道路パトロール業務の委託契約以降、路線区間が明確となるよう、区管理課から受託業者へ交付する実施計画書にはパトロールの巡回予定路線・区域を、受託業者から区管理課へ提出する実施報告書には実際に巡回した路線・区域を明記するか又はこれらを表示した図面等を添付するよう改善した。</p>

- 1 監査結果公表年月日
平成16年6月3日（広島市監査公表第16号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月24日（広道管第382号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）からの「自転車等駐車場」敷地の借上げについて（所管課：道路交通局道路管理課）	
監査の結果	措置の内容
<p>JR西日本の駅構内に設置されている自転車等駐車場敷地に係る借上げについては、設置時期が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正（平成5年12月の改正により、鉄道事業者の協力規定について充実が図られた。）の前であるか後であるかの違いにより、自転車等駐車場という同じ趣旨、目的での借上げにもかかわらず、賃貸借契約によるものと使用貸借契約によるものがある。これまでも使用貸借契約への統一化に向けて努力されているが、今後とも、同法の趣旨を十分踏まえ、JR西日本との交渉に積極的に取り組み、借上土地に係る経費の削減に努められたい。</p>	<p>JR西日本と協議を行った結果、法改正（平成5年(1993年)12月）後に締結したJR西日本が所有する自転車等駐車場敷地の借上げについては、使用貸借契約とした。</p> <p>しかしながら、法改正以前に締結した賃貸借契約については、JR西日本が使用貸借契約への法的な変更義務を負っていないことに加え、全国に波及する問題であることから、借上料の引き下げ等への同意は得られていない状況である。</p> <p>今後も経費の削減に向けて協議を継続していく。</p>

- 1 監査結果公表年月日
平成18年9月15日（広島市監査公表第32号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月24日（広道管第382号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

駐輪場内長期滞在自転車等の取扱いについて（所管課：道路交通局道路管理課）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>駐輪場において長期間（おおむね14日間）使用されないまま滞在している自転車等の取扱いについては、該当する自転車等に警告書を貼付し、その翌日から起算して相当期間（おおむね7日間）経過後、保管所へ移動するよう「広島市駐輪場（広島市自転車等駐車を除く）内長期滞在自転車等取扱要領」に定められているが、安佐北区においては、これらの手続をせずに、駐輪場内に置かれたままであった。</p> <p>については、駐輪場の効率的な利用、防犯等の観点から、長期に滞在している自転車等は同要領に従って手続を行われたい。</p>	<p>平成18年(2006年)10月、各区管理課長会議で適切な対応についての周知徹底を図るとともに、自転車等整理員による長期滞在自転車調査の徹底（委託契約仕様書で明文化）や、区管理課職員による現地確認の頻度を上げることにより、同要領に則って、長期滞在自転車に警告書を貼付し、保管所への移動を行っている。</p> <p>今後も定期的に各区管理課への周知徹底を図り、再発防止に取り組む。</p>

監査結果に対する措置事項の公表

- 1 監査結果公表年月日
平成16年6月3日（広島市監査公表第16号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月24日（広佐振第31号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

「荒下住宅団地店舗」敷地の借上げについて（所管課：安佐北区市民部区政振興課）	
監査の結果	措置の内容
<p>県営荒下住宅団地内の店舗敷地については、本市が土地所有者から当該店舗敷地を借り上げ、当該敷地を店舗出店希望者に転貸をしているが、次のとおり、借上地のほとんどが借上目的である店舗敷地として利用されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該店舗敷地5区画のうち1区画については、平成11年3月、建物が撤去され敷地が店舗出店者から市に返還されており、以後、未利用地となっている。 ・ 他の4区画のうち2区画は店舗敷地として利用されておらず、残り2区画のうち1区画は空き家で廃屋状態となった建物が建っており、1区画のみが店舗敷地として利用されている。 <p>(1) 荒下住宅団地店舗敷地のうち未利用地となっている区画については、継続して借り上げる必要性は希薄であり、同区画部分の敷地の返還や借上料の減額について、土地所有者との折衝に積極的に取り組まれない。</p> <p>(2) 店舗敷地のうち、空き家で廃屋状態となっている建物敷地に係る転貸料については、長期にわたり滞納されており、また、建物のき損が著しいことから、滞納転貸料の支払請求や建物収去、土地明渡しに向けた措置を速やかに講じられたい。</p> <p>(3) 県営荒下住宅団地自体に廃止の計画があることを踏まえ、店舗敷地の借上げの行政目的や行政効果などについて検証を行い、借上げの必要性について検討を行われたい。</p>	<p>県営荒下住宅団地の廃止計画が進んでいたこと及び監査の結果を受け、店舗を廃止することにし、転貸料を滞納している転借人を除き、未利用地及び店舗敷地を一括返還できるよう、転借人3名と協議を進め、平成19年（2007年）3月に契約を解除し、物件移転補償を行い、店舗敷地の明渡しを受けた。</p> <p>また、転貸料を滞納している転借人については、平成18年（2006年）2月に建物の撤去、土地の明渡し及び滞納転貸料等の支払いを求め提訴し、同年4月に本市の請求どおりの判決を得て、同年10月に建物の撤去及び土地の明渡しが完了した。</p> <p>その結果、平成19年（2007年）3月末に、本市は荒下住宅団地に係る全ての借上げ地を更地にして土地所有者に返還した。</p> <p>なお、滞納転貸料等については、今後も滞納者に対し催告を重ねるなど、鋭意収納に努める。</p>

監査結果に対する措置事項の公表

- 1 監査結果公表年月日
平成19年9月7日（広島市監査公表第49号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月24日（広水財第45号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 統一的な積算基準等の設定について（所管課：水道局財務課）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>エレベーター、空調設備等の建築設備の保守点検業務及び機械警備業務（以下「保守点検業務等」という。）に係る仕様書の作成や設計・積算については、各施設の所管課等の担当者が行っているが、積算の根拠となる仕様書の内容が不十分なものや、設計・積算の方法が異なっている事例が見受けられ、同様の内容にもかかわらず積算額にばらつきが生じている。</p> <p>保守点検業務等の仕様書の作成や設計・積算については、「委託契約事務の手引」等に基づき行うこととなっているほか、監査指摘（平成15年6月）を受けて人件費の積算単価の見直しについて通知されている。しかしながら、「委託契約事務の手引」には、詳細な積算基準等は示されておらず、実質的には各所管課等に任されており、担当者も必ずしも専門的知識を持っていないため、従来の仕様書や設計・積算の方法をそのまま継続してきたことなどにより積算額にばらつきが生じているものと考えられる。</p> <p>仕様書は、業務に要する経費を積算する根拠となるものであり、設計・積算は、仕様書に基づいて適正に行われなければならないものである。現在、建築物清掃業務等4種類の施設の維持管理業務については、労務単価、経费率等の統一した基準が設定されている。保守点検業務等についても、事務の効率化や適正な積算を行うために、統一的な積算基準等を設けることや、仕様書及び設計・積算方法を示す現行の「委託契約事務の手引」の見直しについて併せて検討されたい。</p>	<p>保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算が適正に行われるよう、平成23年(2011年)2月に、統一的な「標準仕様書」及び「標準積算基準」を含む「保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算指針」を「契約事務の手引（物品・業務委託）」（「委託契約事務の手引」を平成12年(2000年)3月に改訂）の別冊として策定し、平成24年度(2012年度)から履行を開始する保守点検業務等について、同指針に基づき仕様書作成及び設計・積算を行うよう、平成23年(2011年)2月28日付け「保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算指針の策定について」により通知した。</p>

(2) 総合評価落札方式等の活用について (所管課：水道局財務課)

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>本市における情報システム開発については、システム導入時には競争性のある方法により契約されているが、その後の保守・運用や改造等については、ほとんどが専門性を理由とした特命随意契約となっている。</p> <p>また、機械装置等の購入等についても、情報システム開発と同様に機械装置等の導入時は競争入札により契約されているが、その後の保守点検は、ほとんどが専門性を理由とした特命随意契約により行われている。</p> <p>これらの契約について、当初の競争入札で安価に契約できたとしても、その後の保守等に係る経費を加えるとむしろ不経済になる場合も考えられる。国は、情報システム等の調達に係るライフサイクルコストの適正化に向けて総合評価落札方式による入札とするなどの見直しを行い、さらに適用対象事業の範囲を拡大し、研究開発、調査研究等にも導入している。</p> <p>本市においても大規模な情報システム開発や公共工事について、総合評価落札方式が導入されているが、ライフサイクルコストの適正化や、民間の優れた技術・ノウハウの導入に向けて、国や他都市の状況も参考としつつ、総合評価落札方式のさらなる活用について検討されたい。</p> <p>また、総合評価落札方式は、通常の入札と比べて事務量が大きいいため事務処理の効率化の観点から債務負担行為を活用してライフサイクルコストの適正化を図るなど、より簡便な契約手法の活用についても検討されたい。</p>	<p>平成22年(2010年)10月21日付けの「平成23年度(2011年度)予算編成について(依命通達)」を受け、同月25日付けの「運用・保守業務に係る経費の削減・適正化に関する基本的な取扱いについて(通知)」により、情報システムや設備・機械機器等の運用・保守業務については、技術的な課題を克服し競争入札に移行することや、導入時に運用・保守業務を含めた競争入札を行った上で導入を担当した事業者と複数年一括契約を締結すること(債務負担行為等の活用)、また、導入時に債務負担行為等を活用した運用・保守業務を含む複数年の一括契約が困難な場合には、総合評価落札方式により運用・保守業務の経費を評価することなど、その経費の削減・適正化に向けてあらゆる可能性を積極的に検討するよう周知を図った。</p> <p>なお、平成23年度(2011年度)予算に計上する該当案件については、同月25日付けの「設備・機械機器等の整備等に係る運用・保守業務の確認について(依頼)」により調査した結果、この通知に沿った対応が行われていることを確認した。</p> <p>また、平成24年度(2012年度)以降については、予算要求時に財務課においてこの通知に沿った対応が行われているかを確認することとしている。</p>

監査結果に対する措置事項の公表

- 1 監査結果公表年月日
平成19年9月7日（広島市監査公表第49号）
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月23日（広病第70号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 統一的な積算基準等の設定について（所管課：病院事業局事務局財務課）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>エレベーター、空調設備等の建築設備の保守点検業務及び機械警備業務（以下「保守点検業務等」という。）に係る仕様書の作成や設計・積算については、各施設の所管課等の担当者が行っているが、積算の根拠となる仕様書の内容が不十分なものや、設計・積算の方法が異なっている事例が見受けられ、同様の内容にもかかわらず積算額にばらつきが生じている。</p> <p>保守点検業務等の仕様書の作成や設計・積算については、「委託契約事務の手引」等に基づき行うこととなっているほか、監査指摘（平成15年6月）を受けて人件費の積算単価の見直しについて通知されている。しかしながら、「委託契約事務の手引」には、詳細な積算基準等は示されておらず、実質的には各所管課等に任されており、担当者も必ずしも専門的知識を持っていないため、従来の仕様書や設計・積算の方法をそのまま継続してきたことなどにより積算額にばらつきが生じているものと考えられる。</p> <p>仕様書は、業務に要する経費を積算する根拠となるものであり、設計・積算は、仕様書に基づいて適正に行われなければならないものである。現在、建築物清掃業務等4種類の施設の維持管理業務については、労務単価、経费率等の統一した基準が設定されている。保守点検業務等についても、事務の効率化や適正な積算を行うために、統一的な積算基準等を設けることや、仕様書及び設計・積算方法を示す現行の「委託契約事務の手引」の見直しについて併せて検討されたい。</p>	<p>保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算が適正に行われるよう、平成23年(2011年)2月に、統一的な「標準仕様書」及び「標準積算基準」を含む「保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算指針」を「契約事務の手引(物品・業務委託)」(「委託契約事務の手引」を平成12年(2000年)3月に改訂)の別冊として策定し、平成24年度(2012年度)から履行を開始する保守点検業務等について、同指針に基づき仕様書作成及び設計・積算を行うよう、平成23年(2011年)2月28日付け「保守点検業務等に係る仕様書の作成及び設計・積算指針の策定について」により各病院等に通知した。</p>

(2) 総合評価落札方式等の活用について (所管課：病院事業局事務局財務課)

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>本市における情報システム開発については、システム導入時には競争性のある方法により契約されているが、その後の保守・運用や改造等については、ほとんどが専門性を理由とした特命随意契約となっている。</p> <p>また、機械装置等の購入等についても、情報システム開発と同様に機械装置等の導入時は競争入札により契約されているが、その後の保守点検は、ほとんどが専門性を理由とした特命随意契約により行われている。</p> <p>これらの契約について、当初の競争入札で安価に契約できたとしても、その後の保守等に係る経費を加えるとむしろ不経済になる場合も考えられる。国は、情報システム等の調達に係るライフサイクルコストの適正化に向けて総合評価落札方式による入札とするなどの見直しを行い、さらに適用対象事業の範囲を拡大し、研究開発、調査研究等にも導入している。</p> <p>本市においても大規模な情報システム開発や公共工事について、総合評価落札方式が導入されているが、ライフサイクルコストの適正化や、民間の優れた技術・ノウハウの導入に向けて、国や他都市の状況も参考としつつ、総合評価落札方式のさらなる活用について検討されたい。</p> <p>また、総合評価落札方式は、通常の入札と比べて事務量が大きいため事務処理の効率化の観点から債務負担行為を活用してライフサイクルコストの適正化を図るなど、より簡便な契約手法の活用についても検討されたい。</p>	<p>平成22年(2010年)4月に開催した各病院等の用度担当者会議において、機械装置等の運用・保守業務について、ライフサイクルコストの適正化に向け、債務負担行為を活用して機械装置等の導入時に運用・保守業務を含めた競争入札を行うよう周知を図った。</p> <p>また、平成22年(2010年)11月17日付け「運用・保守業務に係る経費の削減・適正化に関する基本的な取扱いについて」により、情報システムや設備・機械機器等の運用・保守業務については、導入時に債務負担行為等を活用した運用・保守業務を含む複数年の一括契約が困難な場合には、総合評価落札方式により運用・保守業務の経費を評価することなどについても、積極的に検討するよう各病院等に通知した。</p> <p>なお、医療機器保守業務については、平成23年度(2011年度)予算において平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までを期間とする債務負担行為を設定した。</p>